

官報 号外

平成十年十月十四日

○第一百四十三回 参議院会議録第十七号

平成十年十月十四日(水曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十七号

平成十年十月十四日

午後一時開議

第一 国民の祝日に関する法律の一部を改正す

る法律案(衆議院提出)

第二 中小企業信用保険法の一部を改正する法
律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、議員世耕政隆君逝去につき哀悼の件

一、日程第一及び第二

る法律の一部を改正する法律案(第百四十四回
国衆議院提出、第百四十三回国衆議院送
付)

一、金融機能の早期健全化のための緊急措置に
関する法律案(衆第一五号)及び金融機能の早
期健全化のための緊急措置に関する法律案
(参第一〇号)(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
議員世耕政隆君は、去る九月二十五日逝去され
ました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。
同君に対しましては、議長は、既に弔詞をささ
げました。

〔総議起立〕
参議院は、わが國 民主政治発展のため力を尽
くされ 特に院議をもつて永年の功労を表彰せ
られ さきに文教委員長裁判官彈劾裁判所裁判
長等の要職に就かれ また國務大臣としての重
任にあたられました 議員正三位勲一等世耕政
隆君の長逝に対し つとしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます。

○議長(斎藤十朗君) 本岡昭次君から発言を求
められております。この際、発言を許します。本岡
昭次君。

〔本岡昭次君登壇〕

○本岡昭次君 本院議員世耕政隆君は、去る九月
二十五日、肺炎のため忍えとして逝去されまし
た。まことに痛惜哀悼の念にたえません。
世耕先生は、本年四月、勲一等旭日大綬章受賞
の栄に浴されたところですが、夏ごろから

体調を崩され、御家族の懸命な御介護もそのかい
なく、大阪狭山市の近畿大学医学部附属病院にお
いて不帰の客となられました。
私は、ここに、同僚議員各位の御同意を得て、
議員一同を代表し、正三位勲一等故世耕政隆先生
のみたまに謹んで哀悼の言葉をささげたいと存じ
ます。

世耕先生は、大正十二年一月六日、近畿大学總
長を務め、また長く衆議院議員であつた世耕弘一
先生の長男として、現在の東京都豊島区に生ま
れ、紀の国和歌山県新宮市で成長されました。文
学に傾倒し、柔道に汗を流し、熊野灘で水泳に熱
中する実り多き少年期でありました。
東京に転じ、旧制日大一中に入学。同中学卒業
後、一時文学を志されたと聞いております。しか
し、太平洋戦争の戦火が拡大する中、第一回学生
出陣で和歌山連隊に配属、肋膜を患われ帰郷され
た後、医学の道に進むことを決意されました。日
本大学医学部に進学された先生は、卒業後も研究
室にとどまり皮膚科の病理学を専攻、博士号を授
与されるなど研究者として研さんを積まれると
ともに、教育者として後進の指導に当たられ、昭和
四十年三月、日本大学医学部教授となられたので
あります。その後、御尊父弘一先生の御逝去に
より、近畿大学総長に就任、自來三十年余にわたり
学園を手塙にかけてはぐくまれてこられまし
た。

○本岡昭次君 登壇
先生が政界に入られたのは昭和四十二年であり
ました。当時の佐藤総理の「國を癒すを國医とい
う、おやりなさい」との強い勧めにより、衆議院
議員総選挙に立候補、当選されたものであります
。その後、昭和四十六年参議院議員通常選挙に
出馬され、当選されました。

当選され、五期連続二十七年の長きにわたり本院
議員として国政の重責を担わせてきました。
この間、文教委員長、物価等対策特別委員長、
大蔵委員長、裁判官彈劾裁判所裁判長などの極要
の役職を歴任され、平成五年三月には永年在職議
員として院議をもつて長年の功勞がたたえられた
のであります。

また、鈴木内閣の自治大臣、國家公安委員長と
して、地方財政の健全化の推進、地域改善対策特
別措置法の成立、参議院議員選挙制度を比例代表
区と選挙区選出に改正する公職選挙法の一部改正
などに力を尽くされたとともに、ホテル・ニュージ
ャパン火災、羽田沖日航機墜落事件、長崎を
襲った大豪雨などの事件や災害に適切、迅速に対
応されるなど、その卓越した指導力、政治手腕を
遺憾なく發揮されました。

自由民主党内においても、総務会副会長、政務
調査会副会長、文教制度調査会副会長等の要職を
歴任、とりわけ総務会には長く籍を置かれ、じゅ
んじゅんと論すような語り口から発せられるみず
からの信念、政治信条に基づく確固とした発言で
重きをなされていましたと伺っております。

先生は、文教委員会に二十年余在籍され、委員
長を一年、理事を三年半務められました。対決法
案であつても、ふだんと変わらず悠々とした姿
に、与野党を超えて信頼が寄せられておりまし
た。

委員長在任中の第七十二回国会において、女子
教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に
関する法律の一部改正案、義務教育諸学校等の女子の
書館法の一部改正案、義務教育諸学校等の女子の
教育職員の育児休暇に関する法律案の野党提出三

法案が本院を通過しております。残念ながらこれらはいずれも衆議院で審査未了となりましたが、このうち、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部改正案は、先生が理事であった第八十四回国会において、政府の反対の意見表明にもかかわらず成立いたしました。野党提出法案が成立したのは、本院にとりまして、その初期を除けば、これが初めてのことです。他の二法案につきましても、その趣旨を踏まえた法律が議員立法として成立しているところであります。

また、私学振興方策について、私学関係者を参考人として招致し、その意見を聞くとともに、参考人を交えた委員間のフリートーリングが先生のリーダーシップのもとで行われたことも注目すべきであります。この自由闊達な討議で得られた成果は、翌年議員立法で成立した私立学校振興助成法に大きな影響を与えたました。

本院の役割として、政争から半歩離れ、長期的、総合的な視野に立ち、議員各自の意見をできる限り尊重し、反映することが求められておりまます。先生の議会人としての実績は、このような期待にこたえた好例であるとともに、先生の先見性、広い視野、野党の主張にも十分耳を傾けるという姿勢を示すものであり、高く評価されるものであります。

世耕先生は、信念として常に志を高く持っています。先生の柔軟で、まなざし優しく、接する者を温かく包み込む風貌は、まさにこのような信念がつくり上げたものでありますし、教育の目的は、人に愛される人、信頼

される人、尊敬される人を育成することにあるとする、教育者としての心の構えがあらわれたものであります。

議員会館の先生の机には、近畿大学のキャンパスの樹木について書きとめたメモがありました。

先生が木々の一本一本に気を配ってきた広大なキャンパスには、今野鳥や小鳥が集まり、さえて、日本の私学の雄として発展を続け、学問のみならずスポーツにおいても目覚ましい成果を見せております。野球部が五冠王、アマチュア日本一に輝いた昨シーズン、先生は部長としてずっとベンチに入り選手を励ましたと聞いております。学生と一緒にになり、ともに喜ぶありし日の姿が目に浮かびます。

先生は、ふるさと紀の国の歴史、文化、風土、

そこに住む人々を一倍愛し、地理的関係から社

会資本の整備に立ちおくれていた和歌山県に学部

や研究施設、短期大学、附属高校を設置するな

ど、その発展のために多大の功績を残されておりま

す。その先生が、ふるさと熊野を詠んだ「樹と

人」と題する詩の一節を紹介し、心から御冥福を

お祈りしたいと思います。

都会に老い衰えると、どうしてかこの地に生れ

た人々は、幾つか山岳を越え、森林にかける

峠、川岸を辿って、此処に帰ってくるのだ。

おそらく、樹と樹の海の静寂がつくりだす空間

の下で、みずからめざめざる深い眠りをねむるべく――。

世耕先生は、四つの顔を持つ世耕一世として敬

愛されました。政治家、教育者であるとともに、医学はもとより、科学技術全般に広い関心と知識を持つ学者であり、また歴史、芸術、文化のあらゆる分野に造詣の深い教養の人であります。

先生の御長男弘武氏は、父は最期を迎えようとしているとき、病床から、日本の教育と科学技術の将来を語り、平和の尊さを説きましたと明かされました。人間性、ヒューマニティーを根底とする先生の識見と信念から生まれる言葉、行動を思起こととき、混迷の今このときに先生を失ったことは、今さらながら惜しみても余りあるものができます。

ここに謹んで、故世耕政隆先生の御功績とお人柄をしのび、院を代表して心から哀悼の意を表す次第であります。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。――これにて投票を終了いたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(斎藤十朗君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

育の日を十月の第二月曜日とするものであります。

なお、本法律案は、衆議院内閣委員長の提出に係るものであります。

委員会において、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○須藤良太郎君登壇、拍手)

ただいま議題となりました法律案につきまして、經濟・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院商工委員長の提出に係るものでありまして、破綻金融機関等の融資先である中小企業における資金の融通を円滑にするため、倒産関連保証に係る信用保険の限度額を引き上げる等、臨時かつ緊急の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、

証言中の撮影及び録音につきましては、委員長または両院合同審査会の会長は、まず当該証人の意見を聞いた上で、さうに委員会または両院合同審査会に諮り、その上でこれを許可することとし、また、証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明することと要しないとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。衆議院議員保岡興治君

〔衆議院議員保岡興治君登壇、拍手〕

○衆議院議員(保岡興治君) 私は、発議者を代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第一五号)及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第一〇号)(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

○議長(斎藤十朗君) これまで、委員長の報告を求めて、議院運営委員長岡野裕君。

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過とその結果を報告申し上げます。

本法律案は、第百四十回国会の衆議院提出に係ります。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) より投票を終了いたしました。

本法律案は、第百四十一回国会において

本院で修正議決し、衆議院に送付いたしましたが、継続審査となり、今国会において衆議院で改めて可決され、再び参議院に送付されてきたものであります。

その内容は、議院における証人について、業務上知り得た他人の秘密に係る証言拒絶の対象者に

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

本法律案は、第百四十回国会の衆議院提出に係ります。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) これまで、委員長の報告を求めて、議院運営委員長岡野裕君。

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過とその結果を報告申し上げます。

本法律案は、第百四十回国会の衆議院提出に係ります。

○議長(斎藤十朗君) これまで、委員長の報告を求めて、議院運営委員長岡野裕君。

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 これまで、委員長の報告を求めて、議院運営委員長岡野裕君。

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融再生委員会が我が国の金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則、すなはち、金融機能の障害の未然防止、金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化、金融機関等の再編促進による金融システムの効率化、社会経済的な費用の最小化、早期是正措置との効果的連携並びに情報等の適切かつ十分な開示といった六項目の原則を定めております。

第一に、預金保険機構に金融機能早期健全化勘定を設け、二〇〇一年三月末までの時限措置として、資本増強制度を創設することとしております。具体的には、協定銀行が預金保険機構から資金の貸し付け等を受けて、金融機関等の優先株式等の引き受けを行うこととしております。また、著しい過少資本行の場合には、他に手段がなければ普通株式の引き受けを通じて、協定銀行が経営管理を行うことにより、早期健全化を図る道も設けております。さらに、破綻金融機関の受け皿となる金融機関及びこれに準ずるものについても、優先株式等の引き受け対象としております。

第三に、株式等の引き受けの承認については、金融再生委員会が経営の合理化、経営責任、株主責任及び信用供与の円滑化の取り扱いを明確かつ厳格に定め、公表した承認基準により行うこととしております。なお、承認に当たっては、申請金融機関等に対し経営健全化計画の提出及び履行を求め、これを公表するなどの情報開示を行うこととしております。

第五に、株主責任の明確化の環境整備として資本の減少を行う場合の商法の特例を措置することとしております。

その他、預金保険機構は、金融機能の早期健全化のための業務のため日本銀行等からの資金の借り入れ等を行うことができるとともに、政府はその借り入れ等に係る債務の保証をすることができることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案の趣旨であります。

なお、この法律案は、衆議院において一部修正されておりますが、その概要是次のとおりであります。

第一に、目的規定に「不良債権の処理を速やかに進める」ということを追加するとともに、この法案に基づく早期健全化のための施策を講ずる前提として、金融機関が適切に資産の査定、引き当て及び有価証券の評価等を行うことを法律に明示すること。

第二に、金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則を「情報等の適切かつ十分な開示を行うこと」に改めるとともに、金融再生委員会による経営健全化計画の履行状況の公表を義務化すること。

第三に、経営健全化計画における虚偽記載に対して罰則等を強化すること。

第四に、経営の合理化、経営責任、株主責任の明確化等に関する資本增强の要件を自己資本比率

第五に、健全行の優先株式等の引き受けは、原則として、破綻金融機関の受け皿となる金融機関及びそれに準ずるもの、急激かつ大幅な信用取縮の回避のために不可欠なもの及び合併等金融再編の視点から、資本増強を行うことが不可欠なものと。第六に、特に著しい過少資本行については、金を対象とすること。

金融システムに対する内外の信頼は大きく損なわれました。多くの金融機関は今、危機的とも言つていい経営状態にあります。

こうした状況を踏まえれば、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復するため、金融機能の早期健全化のための緊急措置の制度を設けることが必要である」とから、この法律案を提出し

た次第であります。

融再生委員会は自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併、銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択させた上実施するよう命ずるとともに、資本増強を行うことができる者は、地域経済にとって必要不可欠の場合に限定すること。

以上であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようにお願い申し上げます。(拍手)

○議長(新藤十朗君) 本岡昭次君。

(本岡昭次君登壇、拍手)

○本岡昭次君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申上げます。

バブル崩壊後の金融機関の経営破綻劇は、昨年の今ごろ、前半のクライマックスを迎えるようしていました。北海道拓殖銀行が都市銀行として初めて破綻し、大手証券会社である山一証券も後を追うようにして破綻した、あの大型金融破綻劇であります。あれから早くも一年近い時間が経過しています。この間、政府の対応は場当たり的

以下、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、適正な資産の査定及び会計処理による金融機関等の経営の健全化を促進し、かつ、金融機関等の再編に資するための金融機関等の資本の増強等に関する緊急措置の制度を設けること等により、我が国の金融機能の早期健全化を図り、もって我が国の金融システムの再構築と我が国経済の活性化に資することを目的とするものであります。

第二に、金融再生委員会がこの法律に基づいて講ずる施策は、次の七つの原則によるものとしております。

一、我が国の金融機能に著しい障害が生ずる事態を未然に防止すること。二、金融機関に対し、経営の状況を改善するよう自主的な努力を促すことにより、経営の合理化を図ること。三、金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化を図ること。四、金融機関等の再編を促進すること等により、金融システムの効率化を図ること。五、この法律の目的を達成するための費用が最小となる法律の目的を達成するための費用が最小となるよ

金融機関の「上野賀健全化のための緊急措置」に関する法律(衆第一五号)及び金融機関の「上野賀健全化のための緊急措置」に関する法律(衆第一五号)及び金融機関の「上野賀健全化のための緊急措置」に関する法律(衆第一五号)

四

官報(号外)

うにすること。六、早期是正措置と効果的な連携を確保すること。七、金融機関等に資産の査定及び会計処理の基準を遵守させるとともに、経営情報等の適切かつ十分な開示を行うこと。

第三に、預金保険機構は、金融機関等の発行する株式等の引き受け等を協定銀行に委託できることとしております。

第四に、発行金融機関等は、金融再生委員会に

対し、経営の合理化のための方策を初めとする七項目の方策を定めた経営健全化のための計画を提出しなければならないこととともに、当該計画及びその履行状況を公表しなければならないこととしております。

第五に、発行金融機関等から株式等の引き受け等を、過少資本の金融機関等であって、厳格な

経営責任及び株主責任の明確化と経営の合理化を行ふ等の要件のすべてに該当する場合に限つて行なうことができるとしております。

第六に、合併等を行う金融機関に係る株式等の引き受け等を、当該合併等により、当該金融機関の自己資本の充実の状況が悪化した等の要件のすべてに該当する場合に限つて行なうことができます。

第七に、預金保険機構は、金融機能早期健全化業務に係る経理については、金融機能早期健全化勘定を設けて整理しなければならないこととしております。

第八に、発行金融機関等の自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券の評価は低価法により行なうものとしております。

第九に、金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等である銀行については、金融整理管財

人による業務及び財産の管理を命ずる処分または特別公的管理の開始の決定をすることができることとしております。

第十に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正し、金融機関等の資産の査定の基準及び適正な引き受けの割合の基準を定めることとしております。

以上が本法律案の主要な内容であります。

なお、衆議院自由民主党、平和・改革及び自由党の与野党三会派も金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案を提出しておりますが、行政による裁量の余地が大きく、資本増強の要件が不明確、銀行の真の経営実態を明らかにすることもなく、国民に対する説明責任は全く無視、その上、自己申告させる銀行の自己資本比率が信用できない現状のもとで、存続不可能な銀行や健全な銀行についても公的資金による資本増強を可能とする極めて問題の多い法案であります。

このように多くの問題を抱えた法案では、一時的に危機を乗り切ったように見せかけることはできません。いすれ問題の先送りであったことが明らかになることは必至であります。今日の危機的な我が国経済を、銀行と心中させることはできないの

であります。

これに対して、民主党・新緑風会の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案は、

これららの問題点をすべてクリアした、真に抜本的な解決方法であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決いた

ださますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君)　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。江田五月君。

(江田五月君登壇、拍手)

○江田五月君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題になりました金融機能の早期健全化のための法律案二案につき、総理及び大蔵大臣としておきます。

臣、衆議院送付の法律案の提出者並びに本院に提案された法律案の提出者に質問いたします。

便宜、衆議院送付の法律案を自民党案、本院に提案された法律案を民主党案と呼ばせていただきます。

深刻な不況の克服と経済の再建のために金融システムを再生させることは、私たちみんなの緊急の課題です。

既に、最悪の事態に備えて金融再生関連法が

昨日、本院で可決、成立しました。金融機関が破綻し、または破綻することが目に見えている場合に、特別公的管理等によって破綻や倒産の連鎖を断ち、世界金融恐慌の発生を防ぐ手立てが用意されたところです。あとは、そこまでは行かない

が、体力の弱った金融機関に必要な限度で公的資金を投入して、体质を強化し、金融機能を一日も早く健全で力のあるものに立て直さなければなりません。

しかし、私がまず問題にしたいのは、政府・自

民党の早期健全化法の使い方です。

これで伺いたいのは、現在の我が国の金融機関

の財務状況をどう見ておられるかということです。

先月の末に、新聞が大手銀行の自己資本比率

の速報値を報道しました。それによると、軒並み

8%以上で、二けたのものも珍しくありません。

これなら、別に資本注入など必要ありませんね。

ところが、私どもも含めて、現在の状況は極めて悪いというのがまあ常識になっているのです。だ

から、だれも、一部の人を除けば、健全化のための資本注入は必要だと言っているのです。これ

は、つまり公表された数字は偽りだとだれもが思っているということではありませんか。偽りと

言って悪ければ、眞実の財務状況を示していない

ということです。いかがですか、総理。

また、金融監督庁は随分検査に手間をかけてい

ますが、結果をありのまま示すと、これらの数字

が真実でないことが明らかになるから殊さらゆつくりしているのではありませんか。金融監督庁の責任者である総理大臣に伺います。

大蔵大臣も日銀总裁も、軒並み八%以上などといたことは疑問を呈されていますよね。違いますか。大蔵大臣に伺います。

しかし、私たちは、末弘巣太郎博士を引き合いに出すまでもなく、うその効用という言葉も知っています。真実を隠して危機を通り過ぎる方がいい場合もあるでしょう。私は、自民党案の提出者の皆さんのが悪意で国民をだまし続けようとしていることは思いません。恐らく本当の病気を知らないまで健康になつた方が連鎖倒産や貸し渋りの悪化などを避けることができ、経費も安くて済むとお考えなのでしょう。だから軒並み八%以上などという偽りの数字をそのままにして資本注入をしようとしますか。自民党提案者に伺います。

しかし、本当にそれでうまくいくのでしょうか。私たちは、これではうまくいかないことを示す格好の事例を知っています。それは今年三月の資本注入です。あのときは、破綻のおそれのない銀行だ、これで貸し渋りはなくなるのだと言つて一兆八千億円もつぎ込んだのでしたね。ところが、貸し渋りはなくならず、一千七百六十六億円つき込んだ日本長期信用銀行には、ついに破綻処理の道筋がつけられたのです。このお金はだれのお金ですか、返してもらえるのですか。あのとき銀行が書いた立派な健全化計画は何だったのですか。砂に書いたラブレターは、さざ波で消えてします。金融危機管理審査委員会の先生方は責

任を感じているのでしょうか。大蔵大臣に伺います。

総理、あなたは長銀の合併相手とされていました友信託銀行の社長を公邸に呼んで合併を説得されましたね。あなたの考えていたことがそのまま実現してたら、確かに当座は皆ハッピーだったかもしれません。しかし、長銀や関連ノンバンクの実態は、その後明らかになつたとおりです。真実を隠して合併を強行し問題を先送りしていたら、私たちが指摘していたとおり、もっともつと公的資金の投入は際限なく膨れ上がつたのではないか。お答えください。

金融の世界にうその効用が通用しないことは、事実が証明しているのです。市場の目は「まかせない」のです。新しくつくる早期健全化のスキームは、前車のわだちを踏んではいけません。

そこで、自民党案の提出者に伺います。廃止される安定化のスキームから何を学び、そのわだちを踏まないようどのようない工夫をされたのですか。説明してください。

わだちの一つは、大蔵省任せにしたことです。すべて大蔵省にお任せで、大蔵省が首領をとっても資本注入です。あのときは、破綻のおそれのない銀行だ、これで貸し渋りはなくなるのだと言つて一兆八千億円もつぎ込んだのでしたね。ところが、貸し渋りはなくならず、一千七百六十六億円つき込んだ日本長期信用銀行には、ついに破綻処理の道筋がつけられたのです。このお金はだれのお金ですか、返してもらえるのですか。あのとき銀行が書いた立派な健全化計画は何だったのですか。砂に書いたラブレターは、さざ波で消えてします。金融危機管理審査委員会の先生方は責

か、何か理由があるのでしょう。せっかくついた財政と金融の分離の道筋が、変なところでおかしくなつてはいけません。民主党案の提出者に伺います。

また、もう一つの前車のわだちは、言つまでもなく銀行の財務内容の把握の仕方です。銀行の言うことをうのみにするのか、真実の姿を把握するのかということです。資産査定のあり方で両案に根本的な差がありますね。まず、債権の分類と引き当てですが、民主党案では法律事項になつていません。やはりどうしても裁量行政が懐かしいのですか。行政の裁量がなければ適切な運営はできないとお考えですか。民主党案の提出者に伺います。

民主党案は、分類と引き当て率をはつきり法律に書いていますね。もう一つの資産査定が有価証券ですが、原価法、低価法といろいろあります。資産の現実の姿を知るために、低価法がいいことははつきりしています。評価のときだけ突然価値が下がつたらどうするなどというのはするために議論でしょう。しかし、自分のところはどうしても原価法でいいたいという銀行はありますか。無理やり低価法を押しつけると貸し渋りを助長するとの指摘もあります。

銀行も私企業であることは確かですが、同時に公共の財産である金融システムを構成し、公共的使命を担っているのですから、公的資金で健全化を図ろうとする以上、資本注入を行う場合の判断基準として低価法をとるのは当然と思います。それに、どうせ市場は株の含み損などはお見通しなのです。民主党案の提出者に伺います。

真実を知ることは怖いかもしれません。勇気が必要なのかもしません。しかし、もう私たちはうそで固めた見せかけの安定や繁栄の夢をむさぼつてはいけません。民主党案の提出者に伺います。

必要なのかもしません。しかし、もう私たちはうそで固めた見せかけの安定や繁栄の夢をむさぼつてはいけません。金融機関の真実の姿の王様はもうやめましょう。金融機関の真実の姿を日日のもとにさらし、国民の理解と納得を得た上で、真に必要な場合に限り、そのかわり思いつつあるときではあります。裸

の王様はもうやめましょう。金融機関の真実の姿を日日のもとにさらし、国民の理解と納得を得た上で、真に必要な場合に限り、そのかわり思いつつあるときではあります。

こうして、その場しのぎ、隠べい、先送りの金融行政を根っこから終わりにし、新しい金融行政で真に国際社会にも信用される金融システムにつくりかえることができるのだと確信します。ピッチの今がチャンスなのです。この好機を逃してはなりません。そのためには、民主党案ではダメで、民主党案をこそ成立させなければなりません。民主党案の提出者に覚悟を伺います。

私は、特にこの際、総理に伺います。小渕内閣は、金融の再生と早期健全化のために四十三兆円に上る補正予算案を提出しました。つい先週まで十兆円の構想しか持つていなかつたはずです。それがなぜこんなに多額の予算を決断したのか。それは、私たち民主党が六十七兆円の提案をしたからです。しかし、私たちの提案は、真実を明らかにし、みんなが痛みや苦しみを乗り越えながら、新しい時代の扉を開いていこうという決意をすることを前提になされたものです。制度改革をすることを前提になされたものです。制度改革と予算はセットです。

総理、あなたは当然そのことをよく御存じです。民主黨案の提出者に伺います。

官 告 訊 (号 外)

の提案だけをつまみ食いされた。私たちの鼻を明かしたつもりかもしれません、使い方を間違うと、せっかくの公的資金が壮大なむだ遣いになってしまいます。国民は皆、あなたの決断を待っているのです。この国の立て直しのため、おいしいところだけでなく、制度改革についても厳しい選択をされてはいかがですか。そのことが、大きな壁にぶつかっている我が国に今求められているのです。総理のみがなし得ることです。できなければ交代してもらわなければなりません。

融機関の不安から、新しい時代の立派な国際的に通用する金融サービスをどう手にしていくか、そういうことに今差し迫った喫緊の課題として対応するために本法律案を提出いたしました。そして迅速に思い切った対策を打ち出し、我が国の金融システムに対する内外の信認を回復することが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえて、本法律案においては、金融システムの早期健全化対策として新たな

しくできる金融再生委員会がこれを行うことなど、従来の十三兆スキームとは抜本的に異なる内容となっております。さらに、共同修正案において情報開示及びそれを担保する制度等の充実が閣議にされたところでございます。

案のスキームによって、本来なら再生法によって措置されるべき存続不可能な銀行の一時的延命が行われ、近い将来国民経済により大きな悪影響を及ぼし、納税者の負担を招くことを大変危惧するものでございます。

次に、金融再生委員会の権限についてのお尋ねがありました。

平成十年十月十四日 参議院会議録第十七号

金融機関が不良債権の処理と体質強化を行うことによって、金融機能の正常化をすることが何よりも重要であります。

今、国民の中に広がっている不安、企業の皆様方に押し寄せて いる貸し渋りやあるいは大変な資

に経営開拓を行ひその健全化を図る。資本増強に當たっては、リストラ、経営責任、株主責任についてより厳格な条件をつけること、合併等金融車編を十分に視野に入れた仕組みとすること、資本増強の決定は、与野党合意のもとに設立させる新

まさに金融危機管理の面輸となっています。これに対し、自民党案は、いかげんな資産査定と水膨れの有価証券評価によって、ある金融機関が存続可能かどうかの判断が恣意的に実際の存続可能性を無視して行われます。早期健全化法

の緊急措置に関する法 七

ばかりの金融再生委員会は形骸化し、これまでより金融監督庁が資産査定や引き当て率、有価証券の評価方法を決めるわけです。結局、何も変わらない。これが自民党案の心臓であり、換骨奪胎とはまさにこのことであります。

しむべし、知らしむべからずがふさわしいのです。
か。眞実を前にたじろがない勇氣を期待するのは
無謀ですか。二十一世紀に統く後進のために、總
理經驗者のあなたの眞実の声を聞かせていただくな
ようお願いして、私の質問を終わりります。(拍手)
〔衆議院議員保岡興治君登壇、拍手〕
○衆議院議員(保岡興治君) 江田五月君にお答え
申し上げます。

隠して本当の病気を知らないまま健康になつた方が、経費も安く済むと考えているのかといううが、変なお尋ねでござりますが、自民党としては、從来より金融機関の透明性確保には全力を挙げているところであります。今度の法律案にもその点は十分に配慮した内容になって、いやしくも事実を圖示し、國民をだますというようなことはあり得ません。

○峰崎直樹君 江田議員にお答えいたします。
自民党的金融機能早期健全化法案は、破綻に陥
した金融機関を救おうとするものではないかとの
御質問がありました。

の真の経営実態を明らかにしなければなりません。本来、金融監督庁はそのためにあるべきですが、金融監督庁は国民や市場の信頼を完全に失つてしましました。そこで、金融機関の真の経営実態を明らかにするという最も重要な任務は、金融再生委員会にゆだねることにしたわけです。

しかしながら、自由民主党外提出の法案では巧妙な言い回しにより、資産査定や引き当て率、有価証券の平准化率なども含む監督官署による監督

しまですか。この法律案に基づく且其健全化のための施策を講ずる前提として、金融機関は金融再生委員会が定めたところにより適切に資産の査定を行つこと、その結果に基づいて適切に引き当て等を行ふこと、その保有する有価証券その他の資産を適切に評価することを法律案において明示したことになります。裁量行政という御批判は当らないものと考えます。

昨日、金融再生関連法が成立しました。年内には金融再生委員会が発足し、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案、金融機関の破綻処理などの任務に当たることになります。我々は今、金融機関に公的資金を投入するという議論をしているわけですが、四十三兆円という巨額の税金を使うのであれば、当然のことながら国民に対し、納得のいく説明をすることが大前提となります。

このようないわゆる「金融再生法」では、財政と金融の分離の道筋をおかしくするのではないかとのお尋ねがあります。

衆議院における金融再生法の修正協議では、大臣が手をかえ品をかえ、財政と金融の分離を骨抜きにしようとしたと言われております。しかし、財政と金融の分離は政治が決断したことあります。与野党を問わず、我々政治家はその方針を貫かなければなりません。自民党案には、さきに述べたように、金融再生委員会を形骸化するという問題点があります。共同修正に携わった与野党三派は、そのことを自覚する必要があると考えます。

有価証券の評価方法についてお尋ねがありました。

民主党案では、公的資金による資本増強を申請する金融機関については、有価証券の評価方法は低価法にすることと定めております。公的資金を投入するのであれば、金融機関はありのままの姿を国民に見せる義務があります。したがって、有価証券の評価方法は、化粧を施した原価法ではなく、実態に近い低価法を採用するのが当然です。幾ら化粧を施しても、市場には全く通用しません。何よりもありのままの姿を見せる方が問題です。一気に解決することになるのです。

なお、公的資金による資本増強を申請しない金融機関については、有価証券の評価方法は現行どおり原価法か低価法の選択制です。ただし、市場

はそれを見透かしていますから、金融機関の経営を考えます。

次に、金融機関の真実の姿を明らかにし、国民と銀行業界の談合にやだねる結果、表に出るのはうその数字ばかりで、実態としては不良債権の完投人すべきではないかとの質問を受けました。

御指摘のとおり、金融機関の情報開示を進めることが必要切つた公的資金の投入は必ずセットで考えられる必要があります。ここで情報開示というと、重要なのは開示される情報の中身です。議員も指摘されているとおり、ディスクローズされるのが金融機関経営のうそな数字であつては何の意味もありません。情報開示されるべきは、不良債権に対して銀行経営の健全性を確保するために必要な真の引き当てを行い、市場実勢に合わせた有価証券の評価を行つた後の正味の実力です。

金融機関の真の姿を浮き彫りにするという作業は、間接償却という形で不良債権の一括処理を行うことを同時に意味します。この不良債権の早期一括処理ということが我が国金融システムの安定化にとって大変重要です。不良債権を早期一括処理させた上で、自己資本が毀損し、過少となつた部分を大胆な公的資金投入で埋め合わせてやる。

○國務大臣(小渕恵三君) 江田五月議員にお答え申し上げます。

まず、早期健全化策の枠組み整備についてのお尋ねでございますが、現在、破綻しておられない金融機関が不良債権処理を速やかに処理するところに、体質強化を行うことによって、金融機能を正常化することが何よりも必要であります。このため、機を失せずに思い切った対策を打ち出し、我が国金融システムに対する内外の信認を回復することが現下の喫緊の課題であると考えております。

次に、主要行の自己資本比率についてお尋ねであります。各行は、現在、九月期中間決算の確定作業を行つておるところでありまして、九月末三兆円の政府保証限度額につきましては、万全の自己資本比率を現時点で公表している銀行はないと承知をいたしております。

す。

これに対して、衆議院送付の法案は、引き当て基準を金融監督庁の裁量にゆだね、事実上、行政と銀行業界の談合にやだねる結果、表に出るのはうその数字ばかりで、実態としては不良債権の完全処理をいつまでも先送りすることになります。

そのような状態で公的資金を入れるため、引き受けた株式に損失が発生する可能性も極めて高いと言えます。まさに、廃止が決まった金融機能安定化特別措置法の愚を繰り返す金融機能永久不健全化法案と断ぜざるを得ません。(拍手)

〔國務大臣小渕恵三君登壇、拍手〕
○國務大臣(小渕恵三君) 江田五月議員にお答え申し上げます。

まず、早期健全化策の枠組み整備についてのお尋ねでございますが、現在、破綻しておられない金融機関が不良債権処理を速やかに処理するところに、体質強化を行うことによって、金融機能を正常化することが何よりも必要であります。このため、機を失せずに思い切った対策を打ち出し、我が国金融システムに対する内外の信認を回復することが現下の喫緊の課題であると考えております。

次に、主要行の自己資本比率についてお尋ねであります。各行は、現在、九月期中間決算の確定作業を行つておるところでありまして、九月末三兆円の政府保証限度額につきましては、万全の自己資本比率を現時点で公表している銀行はないと承知をいたしております。

なお、自己査定結果を踏まえ、外部監査によるチェックを経て公表された主要行の本年三月期決算における自己資本比率は、いずれもハ%が確保されています。

次に、金融機関の真実の姿を明らかにし、国民と銀行業界の談合にやだねる結果、表に出るのはうその数字ばかりで、実態としては不良債権の完投人すべきではないかとの質問を受けました。

御指摘のとおり、金融機関の情報開示を進めることと想い切つた公的資金の投入は必ずセットで考えられる必要があります。ここで情報開示というと、重要なのは開示される情報の中身です。議員も指摘されているとおり、ディスクローズされるのが金融機関経営のうそな数字であつては何の意味もありません。情報開示されるべきは、不良債権に対して銀行経営の健全性を確保するために必要な真の引き当てを行い、市場実勢に合わせた有価証券の評価を行つた後の正味の実力です。

金融機関の真の姿を浮き彫りにするという作業は、間接償却という形で不良債権の一括処理を行うことを同時に意味します。この不良債権の早期一括処理ということが我が国金融システムの安定化にとって大変重要です。不良債権を早期一括処理させた上で、自己資本が毀損し、過少となつた部分を大胆な公的資金投入で埋め合わせてやる。

○國務大臣(小渕恵三君) 江田五月議員にお答え申し上げます。

まず、早期健全化策の枠組み整備についてのお尋ねでございますが、現在、破綻しておられない金融機関が不良債権処理を速やかに処理するところに、体質強化を行うことによって、金融機能を正常化することが何よりも必要であります。このため、機を失せずに思い切った対策を打ち出し、我が国金融システムに対する内外の信認を回復することが現下の喫緊の課題であると考えております。

次に、主要行の自己資本比率についてお尋ねであります。各行は、現在、九月期中間決算の確定作業を行つておるところでありまして、九月末三兆円の政府保証限度額につきましては、万全の自己資本比率を現時点で公表している銀行はないと承知をいたしております。

官報(号外)

金融機関の情報開示につきましては、今回の法案においても、情報等の適切かつ十分な開示が金融再生委員会が施策を講ずる上での原則の一ととされ、また、金融機関において資産の適切な査定を行うことが規定されていると承知をいたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 最初に、破綻処理策と早期健全化策との関係についてお尋ねがございました。

このころ、存続可能な金融機関という言葉をよくお聞きになると必ず思ひますけれども、いわゆる護送船団時代には存続可能な金融機関という観念はなかったわけで、全部が存続可能であつたわけではありません。そういう行政が破綻をして、初めて存続可能であるか可能でないかということが問題意識に上つてまいりまして、今や存続可能でない可能性の極めて薄いものは退場をしてもらわなければならぬということは、ほぼ一般的な観念になつてしまつたと思ひます。

そこから破綻処理策が必要になつたわけでございまして、御承知のように、これは破綻または事実上破綻に近いものの処理でございますが、同時に、この処理策の中で預金者はもとより保護せられますけれども、優良な顧客等は何かの意味でやはり大事にしなければならない、できればレシー

バーをつくるというようなことが議論され、法制化されたわけでござります。

それに対しまして、今度は存続可能な金融機関については、先ほどもお話をございましたが、今我が国の金融機関は決して強い状態にはございませんから、資本を強化する、そして貸し済りなどを局限化、最小化されますように、また金融システムを回復するために早期健全化の政策が同時に必要になった。この二つの法律あるいは策は、したがいまして護送船団方式が終えんことに伴ういわば車の両輪と言われる政策であるといふうに考えておるわけでござります。

それから、銀行、殊に主要十九行の自己資本比率はどうも世の中で言われておるほど、そんなに高くはないのではないか、疑つていなかつてあります。そういう行政が破綻をして、初めて存続可能であるか可能でないかというふうに考えておるわけでございました。うに、先般某新聞が発表いたしましたのは九月期までを考えておりますので、九月期の決算はどうとも出しておりませんから、これは推測であるうと思ひます。

また、主要銀行が三月期の決算の自己資本比率を外部のオーディティングも入れまして8%になつておるということを言っておられるわけですが、私も私自身も江田議員の言われますように決して偽りだとは思つておりませんけれども、本来各銀行の分類とか引き当てとかの基準というものが、おのの各行が自分的方式でやっておるわけでございまして、決まった方程式に従つてやっておりま

せんから、どうしてもそれは恣意的になりやすいい、そういうことが基本的にございます。

したがいまして、金融監督庁の検査がここで行われまして、初めていわゆるマニュアルのようないうお尋ねでございました。これはまだこれから起ものができます、それに従つて各行が一つの基準できちんと計算をしてみませんと、眞実のところどうのが本当のところだらうと思います。

したがいまして、江田議員の言われましたような感想を私も実は持つております。いずれにしても、そういうきちんとした客観的な統一基準ができる初めてどのぐらいの自己資本比率を持って

いるか、また、そこから銀行間の優劣が初めて客観的にわかつて、そして自由競争が行われることになる。ただいまはそこに至るうとしてまだ至つてない段階ではないかというふうに考えております。

それから次に、長銀の問題についてお尋ねがございました。私は、今年三月の資本注入について、各危機管理委員の方々は与えられた時間の中では熱心に真実におやりになつたとは思つておりますが、大変に短い時間でございました。しかもその後に、長銀についてはいろいろな事情の変化があり、風説があつて今日のような状況になつてまいりました。それで、今日の状況から考えますと、これはまだこれからのことでござりますけれども、恐らくは先般成立しました金融再生法のもとで委員会が処理をせられることになると思いま

す。

その際に、三月に一千七百六十六億円の公的資金をつぎ込んだわけだが、これはどうなるかといふお尋ねでございました。これはまだこれから起ころはずのことでござりますけれども、長銀が特別管理下に仮に入りました場合に、優先株につきましては、管理の開始決定が公告されましたときには、優先株は預金保険機構がそれを取得することになるように法律に書いてござります。

問題はその取得の対価でござりますけれども、これは法律的には後日、株価算定委員会によって決定されます。株価算定委員会が決定いたします場合に、公告時における資産価格が果たして何ほどあるかということ、当然のことながらそれによつて決まるわけでございまして、純資産がある場合はあるいはひょっとして純資産がない場合、いろんな場合が考え方としては想定されますから、それによりましてその配分をどうするかというようなことが当然問題になつてまいりと存じます。したがいまして、純資産が残りました場合の価格決定は株価算定委員会によって決定され、それがプラスでござりますと保険機構に支払われることになります。

それからもう一つ、劣後ローンが御承知のようにござりますけれども、これは特別公的管理下に入りました告示の日に特別公的管理銀行の債務として引き継がれることになります。その債務がど

のようになに処理されるかは、後日特別公的管理銀行が決定をすることになると思います。その点は以上でございます。

それから最後に、終わりに近いところで私についての何を考えているかをお尋ねがございました。

率直に申しますと、私はこのたびの二つの法案、一つは成立いたしましたが、一つはただいま御審議中でございますが、につきまして、大変長い期間にわたって両院の御審議に参加をさせていただいたわけでございますけれども、私が率直に感じましたことは、いわゆる護送船団方式ではなく、なつたと申しながら、その間に長いこと生まれました慣習あるいはなれど申しますか、そういうものはなかなか急にはなくなっていない、そのことについての御指摘が大変に何度も厳しくなされたということについて、私は大変に実は感銘を受けております。

例えて申しますと、責任者の刑事責任はもとよりでございますけれども、経営者としての責任の追及というようなことは護送船団方式のもとではなかつたことでございますから、初めてそういうことがしばしば御指摘の対象になった。あるいは、ディスクロージャーということについても随分お話をございました。護送船団方式のもとでは競争がございませんから、ディスクロージャーも入り用がないわけでございまして、本当の競争になりましたら健康なものは健康だとディスクロー

ズする方が得でございます。黙っておるものは何か怪しいということになりますからディスクローすることができるが得になる、そういうことになつてくふに違いないと私は思っていますが、そういう意味でのディスクロージャーの必要性。あるいは、いろいろなもの評価基準というものが極めてあまいであつて、法定されておりませんから、行政とのなれ合いで決められることが多いというようない点についてしばしば御指摘がありまして、また、成立いたしました法律案は既に修正を受けましたし、ただいま御審議中の法案も衆議院で修正があつたわけで、これはこれらの点からの修正が多うございまして、それは私たちがともすれば、従来の慣性で気がつきませんでしたそれらの問題についての適切な御指摘であったというふうに考えております。

そこで、一つだけ私が感じておりますことは、それはそのとおりであつてやがて行き着かなければならぬ姿ではござりますけれども、何分にも長い間こういう慣行のもとに銀行は生きてまいり、また、行政が行われていた。それは厳しく改めなければならないことではあるけれども、実際なことがござりますから、初めてそういうことがしばしば御指摘の対象になった。あるいは、ディスクロージャーということについても随分お話をございました。護送船団方式のもとでは競争がございませんから、ディスクロージャーも入り用がないわけでございまして、本当の競争になりましたら健康なものは健康だとディスクロー

○議長(高橋十朗君) 海野義孝君。

〔海野義孝君登壇、拍手〕

○海野義孝君 私は、公明代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案につきまして質問いたします。

バブル崩壊以後、日本経済が不況に突入してから久しいわけでありますが、不況は深刻の度を増し、大手金融機関の倒産続出や今年夏以降の新たな経営破綻危機の発生など、経済金融有事は日本発の世界恐慌を引き起しかねない状況にまで至っております。

この原因は、二年前の住専会社の経営破綻の処理で不良債権処理の全体像を翻案し、抜本的な不良債権対策を先送りしてきた橋本前内閣の失政によることは論をまちません。しかも、不良債権問題に

るのではありませんけれども、銀行、金融界から自由な活気がにわかに萎縮をするというようなことがあってはならないということを私ども考えておりまして、この点は行政をいたしますものと御批判をされるお立場との違いであるかもしませんが、基本的にこのたびの修正ということは私はさもあるべきことである、ただ、その限度とそれに入りますいろいろな経緯については、一つの行政的な範囲についても御理解を得たい、そういう感じがいたしておりますことを申し添えます。

(拍手)

一時しおぎのびほう策にすぎず、今国会での金融再生関連法案の審議に至ったのであります。ビッグバンがスタートし、もはや後戻りできない今日、我が国の金融機関の将来像がどのようにあるべきかを明確にした上で、金融機関の体质強化を行つことが、当面する金融危機を回避し、将来への展望を開くことになると考えます。

総理は、今回の金融再生法及び金融早期健全化法案によって我が国の金融業界の国際的信用は回復できるとお考えですか。また、二〇〇一年四月からのペイオフによる本格的な金融競争時代への体制は整うとお考えですか。明確な答弁を求めます。

金融システムの再生には、不良債権処理を進めると同時に、それに伴つて生じる過少資本を是正し、過度の信用取締を防ぐ必要があります。本法案は、破綻前の金融機関に公的資金を使って資本注入するものであり、その枠組みは、一昨日成立了金融再生法による破綻処理策とあわせ、金融再生に欠かせない車の両輪であります。

早期健全化法案の国会審議で重要なことは、破綻前資本注入の目的が金融システムの安定であ

官 報 (号 外)

り、個別金融機関救済ではないという視点を貫くことであることは言うまでもありません。金融安定化法に基づき三月に実施された資本注入の不透明さは、国民の記憶に強く焼きついているところです。問題銀行への公的資金投入をカムフラージュするため、市場で資金調達が可能な優良銀行まで横並びさせたのであります。このような抜け道を確実に防ぐ仕組みと運用原則が本法案では確立されているかどうか、提案者にお聞きいた

対し、政府が必要な措置をとることは国際的な責務であります。

循環を食いとめるため重要ですが、早期健全化スケームは審査など手続に時間がかかり、機動的な対応に問題があります。

株価変動から銀行システムを切り離すため、銀行本体の株式保有を禁止し、銀行持ち株会社やマントルの証券会社へ移管できる立法措置をとるべきだ
と考えますが、大蔵大臣のお考えはいかがでしょ
うか。

本法案の重要なほんどの基準は、金融再生委員会の判断にゆだねられており、再び裁量行政に陥る可能性があります。そこで、金融機関は金融再生法に定めるところにより資産査定、引き当て等を行い、報告書を金融再生委員会に提出し、公示しなければならないが、有価証券、土地等の評価基準と不良債権の分類と引き当て基準については法律において規定するよう考え方ますが、提案者の見解をお聞きいたします。

金融危機を回避することを大義名分として安易に
な法の運用がなされではなく、重要な点
は、金融機関に厳しい自助努力を求めることがあります。
公的資金頼みの過少資本解消ではなく、
まず市場を通じた自己資本増強に銀行はあらゆる
手立てを尽くすべきであります。投資家を納得させ
る将来戦略とリストラ案、そして透明な経営が
なければ公的資金投入は一時しのぎの問題先送り
になると考えます。総理並びに大蔵大臣は、国民
の協力を得て未曾有の金融危機を乗り切るに当た
り、金融機関に対してもどのような厳しい対応をさ
れるのか、具体的なお考えを伺いたい。

先般の主要七カ国財相・中央銀行総裁会議の声
明でも取り上げられましたが、現下の金融危機に

の算出に当たり、保有有価証券の評価方法でも、含み損が表に出にくい原価法を選ぶことができる

ことになっております。公的資金を投入する基準については一貫性のあるものとすべきだと考えます。提出者の見解を伺いたいと思います。

我が国の金融機関は、東京証券取引所の上場株式の約四〇%を保有し、株価変動で経営が大きく揺らぐ体質を抱えております。不良債権処理の重圧にこの株式含み損が加わりますと、金融機関の資本不足は一層深刻になります。その結果、金融機関は自己資本比率を上げるために資金回収を強化、貸し済りを助長する悪循環に陥ることになります。資本注入は、この信用収縮と株価下落の悪

の点からも、金融監督庁の迅速な検査とその公表を受けていることはまことに残念であります。これにより、金融再生二法案の充実した審議と国民の正しい理解を得るためにも、金融監督庁の方針について再考の余地があると考えます。

金融再生法が成立するのを待つかのように日本長期信用銀行が特別公的管理を申請し、実質債務超過かどうかあいまいな形で公的資金が投入されることになることは果然としないものがあります。総理、金融検査・監督のあり方と我が国金融機関の実態を正しくあらわさない情報開示について、どのように反省をし、かつ今後どのような基本姿勢で改革に取り組まれようとしているか、合弁を求めます。

次に、経営健全化計画に定めるリストラ策について提案者に伺います。

健全な自己資本行、過少資本行及び著しい過少資本行等が公的資金の導入を求めるときには、それぞれに応じた金融機関としての責任を明確にしなければならないと考えますが、提案者の答弁を求めます。

自民党が提案された本早期健全化法案は、各会派の修正要望を取り入れ、法案の中に金融機関の経営改善目標が盛り込まれ、相当改善されたものとはなっておりません。金融再生勘定及び金融機能に投入し、金融システムの危機を払拭し、経済

先般の主要七ヶ国蔵相・中央銀行総裁会議の声明でも取り上げられましたが、現下の金融危機に

化、貸し渋りを助長する悪循環に陥ることになり
ます。資本注入は、この信用収縮と株価下落の悪

合併を求めるか、今姿勢で改革に取り組まれようとしているか、

早期健全化勘定で合計四十三兆円の公的資金を新たに投入し、金融システムの危機を払拭し、経済

再生や国際的信頼を一気に回復しようとするこことは評価できます。

しかしながら、金融再生関連法といふ本法案といい、いずれも議員提案であり、小渕經理、宮澤大蔵大臣の金融危機に対する存在感が薄いことはまことに残念であります。こうした危機的状況下にあっては、総理を初め政府のリーダーシップが問われるときであります。

一部報道によれば、早期健全化法案の改正を持たず、行政命令で強制資本注入を年内にも数十兆円実施すると言われております。厳格な資本注入の運用基準は金融再生委員会の手にゆだねられるところであります。しかし、金融監督庁の検査結果の公表も待たず、横並びの公的資金導入は銀行のモラルハザードを強め、三月の二の舞となり、金融機関の延命策となる危険があり、裁量行政の復活が懸念されます。この点につき、総理の責任ある答弁を求めます。

今臨時国会では長銀問題に時間をかけ過ぎ、金融システムの再構築のための法案審議がおくれたことはまことに遺憾であります。

戦前戦後を通じ未會有の経済不況にあって、金融再生は必要条件ではあるが十分条件ではありません。早急に不況打開のため景気対策国会を開き、国民の不安を吹き飛ばすような大胆な施策と迅速な実行を要望し、総理並びに大蔵大臣の決意を承って、私の質問を終わります。(拍手)

[衆議院議員大野功統君登壇、拍手]

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第一五号)及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(参第一〇号)(趣旨説明)

一一

○衆議院議員(大野功統君) 海野議員から、まず、問題銀行への公的資金の投入を防ぐ仕組み及びその運用基準についてお尋ねがございました。

今回の健全化法案におきましては、金融機関の自己資本比率の区分ごとに、資本増強に必要とされる要件を明確かつ具体的に規定いたしておりま

す。また、資本増強を受ける金融機関の経営健全化計画の公表を義務づける、このようなことなど、情報開示に努めることによりまして、公的資

金投入に当たつての透明性を高めることに十分配慮している、このように確信いたしております。

お答えすることいたします。(拍手)

[衆議院議員村田吉隆君登壇、拍手]

お答えをいたしま

す。

○衆議院議員(村田吉隆君) お答えをいたしま

す。

お答えすることといたします。

(拍手)

お答えを申し上げます。(拍手)

[衆議院議員小渕恵三君登壇、拍手]

お答えを申し上げます。

(号) 外 報

金融検査・監督のあり方と情報開示についてお尋ねがありました。金融監督厅におきましては、限られた要員のもと、現在、主要十九行に対する集中検査を可能限り迅速に実施いたしております。今後とも、厳正で効率的な行政手法の確立に努めるとともに、検査・監督体制の計画的整備を図つてまいりたいと考えております。

また、金融機関の情報開示の充実は、金融機関経営の透明性を高める上で極めて重要であり、引き続きその拡充を促進してまいりたいと存じます。

次に、行政命令で強制資本注入を実施することは、裁量行政の復活ではないかというお尋ねであります。

特別公的管理やブリッジバンクなど、完全に公

的的な管理のもとにある銀行は別といたしまして、

私企業の経営戦略の根幹をなす資本政策に国が強

制的かつ直接的に介入することは、株主資本利益

率の低下等の問題を勘案し、慎重に判断されるべき問題であると考えております。

最後に、早急に景気対策国会を開いて、国民の不安を吹き飛ばすよう、大胆な施策を迅速に実施すべきとの御指摘がございました。

私は、常々明らかにいたしておりますように、経済再生に向け、各般の施策を政治主導のもと、責任の所在を明らかにしながら、スピーディーに実行することにより、一两年のうちに我が国経済

を回復軌道に乗せるよう、内閣の命運をかけて全力を尽くす覚悟であることはまず申し上げておるところです。

このため、金融システムの安定にまず万全を期するとともに、景気回復の基盤を固めるため、第一次補正予算の迅速的確な執行、追加補正予算の編成、恒久的な減税の実施等に加え、現在、効果的な具体策を検討しておりますところです。

また、今朝、経済戦略会議からいろいろ御提言をちょうだいいたしておりますので、それを十分吟味し、適切に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、景気対策国会の御提案を承りましたが、まずはこうした取り組みに万

全を尽くすことといたしてまいりたいと思いま

す。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣吉澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉澤喜一君) 金融機関の自助努力が

足りないということにつきまして、何分にも長い間の護送船団方式の中で、ぬくもりの中におりま

したために、厳しい気風が金融機関の中にも、ま

た、行政の中にも足りませんと猛省を促さなけれ

ばならないとおっしゃることは御指摘のとおりと

思います。そして金融機関の経営者の立場としま

は決まっておりますけれども、問題は、有効な手

段というのがなかなかあるようでうまく見つか

ておりませんで、実はこのたびの予算の概算要求

では、四兆円だけ公共、非公共の別枠をつくって

おりまして、この概算要求は実は十月の末という

スあるいは商品、これは黙っていてもそうなると思いませんけれども、そういう努力をしてくれなければなりませんし、また、ただ担保をとつて金を貸すというようなことではなくて、将来これは育つという企業を育てるというのが、やはり私は金融人としての大変な心構えではないかというふうに思っております。

それから、銀行の株式保有のことです。が、一般事業会社の株式は当該発行済みの5%ですが、どうぞますか、そういうことはござりますけれども、どうもやはり日本の銀行は株を持ち過ぎています。それは率直に言つて私はそう思います。もうアメリカなんかと比べるとそれはまさに違います。

○議長(斎藤十朗君) 小池晃君。

○小池晃君(登壇、拍手)

私は、日本共産党を代表して、衆議院提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案について質問します。

バブルの時代の乱脈經營のツケをなぜ国民の税金で穴埋めしなければならないのか、国民の間に広がるこの怒りと疑問に政府は何一つ答えておりません。それどころか、当初の破綻銀行の処理策から税金投入の対象はとめどなく広がり、きょうから審議される早期健全化法で、銀行とさえ名前がつけばすべてに税金が投入できる、そのことが可能になるという、世界に類を見ない野方図な銀行救済の仕組みがつくられようとしています。

破綻前の銀行には税金投入を認めなかつた三野

党案を政府・自民党は換骨奪胎し、破綻寸前の銀

行にも税金投入を可能にしました。この日を境に雪崩を打つて税金投入の対象は拡大の一途をたどり始めました。金融再生法案の三党修正案に突然盛り込まれた一般銀行からの税金による不良債権

ふうにしてございまして、各省厅から即効的ないい考えを出してもらいたいとお願いをしております。

けさも、今、総理の言われましたように、経済戦略会議からの御提案もございましたが、どうぞこの有効な手段につきまして、いろいろ御教示を仰ぎたいと存じます。(拍手)

の買い取り、そしてついにその総仕上げとして出されてきたのがこの早期健全化法案であります。

この法案は、バブル処理という性格すら大きく逸脱し、世界的なマネーレームに日本の銀行を参加させるための体力増強策、銀行応援法と言つべきものであります。

以下、その内容について質問いたします。

本法案によって必要となる公的資金の規模は、早期健全化勘定として二十五兆円、これに金融再生勘定の十八兆円、特例業務勘定の十七兆円を合わせると、実に六十兆円という空前の規模となります。今年度一般会計予算の税収見通しが約五十兆円であることを見れば、異常な規模であることは明瞭であります。これは、国民一人当たり五十万円、四人家族で二百万円、途方もない金額ではありませんか。この金額の根拠は何ですか。明確な答弁を求めるものであります。

早期健全化法案による資本注入の特徴は、銀行と名がつけばどこにでも税金を投入できるということがあります。自己資本比率八%以上のいわゆる健全行の優先株の引き受け条件は、破綻金融機関の受け皿銀行の場合と大規模な信用収縮の場合に加えて、その他特にやむを得ない事由がある場合とされています。一方、特に著しい過少資本行についても、優先株でも普通株でも、その引き受けの条件について、健全行と同じように、その他特にやむを得ない事由がある場合という項目が追加されました。これではありとあらゆることを理

由にできるではないですか。どんなに健全経営であります。早期健全化法案による買取り株にことではありませんか。答弁を求めます。

資本注入については、対象となる銀行に制限がないことに加えて、その回数も注入金額についても何の規制もことは明白であります。これでは、資本注入の理由も対象も金額も、すべて無限定ではありませんか。まさにこの早期健全化法案は、銀行に対するルールなき税金投入を力強くで

ルールにするものにはなりません。そうではなくと言ふのなら、その根拠をお示しください。

本法案では、破綻金融機関などと合併等を行つた受け皿銀行だけでなく、健全な銀行が合併する場合も資本注入を可能としております。このようないいとこでも税金を投入できるという

たいと思います。

都市銀行は、さらに貸し済りを強めておりま

す。さきの金融安定化法でも、貸し済りの解消をうたい文句にしていましたが、官澤相もお認めになつたように、何ら効果がありませんでした。それでは、この早期健全化法案には貸し済りをなくす具体策があるのでしょうか。何もありませ

ん。それは、自民党的山本幸三議員が、十二日の衆議院金融特で、安定化法と同じようなものでありますと答弁されていましたが、どちらも明らかであります。

ます。また、堺屋経済企画所長官も、早期健全化法ができる、ないそでは振れないが、資本注入でそれをつければ振るようになるかどうかは別問題と述べておられます。早期健全化法が貸し済りの解消のために役立つ保証は何一つないものと思つもりですか。

保証議員は、十二日の衆議院金融特で、将来元気になって金融機関が健全な銀行によみがえったときには、国はそこに投下した資本を投下したとき以上に回収できると述べておられます。しか

し、ことし三月の二十一行に対する資本注入の結果、公的資金は既に九千億円も回減りしているあります。早期健全化法案による買取り株に外では悪らつな貸し済りを行い、回収した資金で国際的体質はバブル時代の振る舞いではつきり証明されているではありませんか。銀行の健全化をされることは、公的資金を使わずに市場で資金調達できるはずではないですか。また、値上がりしたときは一体どうするのですか。はつきり答えていただきたいと思います。

都市銀行は、さらに貸し済りを強めておりま

す。さきの金融安定化法でも、貸し済りの解消をうたい文句にしていましたが、官澤相もお認めになつたように、何ら効果がありませんでした。それでは、この早期健全化法案には貸し済りをなくす具体策があるのでしょうか。何もありませ

ん。それは、自民党的山本幸三議員が、十二日の衆議院金融特で、安定化法と同じようなものでありますと答弁されていましたが、どちらも明らかであります。

ます。また、堺屋経済企画所長官も、早期健全化法ができる、ないそでは振れないが、資本注入でそれをつければ振るようになるかどうかは別問題と述べておられます。早期健全化法が貸し済りの解消のために役立つ保証は何一つないものと思つもりですか。

十月一日付のフィナンシャル・タイムズによれば、経営が破綻したアメリカのヘッジファンドとして、次のように述べています。「非難されるいわれのない国民の所得や雇用、福祉を改善・向上させることがより重要であり、それが政府の使命」である。「そのためにも、日本などで、「罪もなく打撃を受けた人々を怠慢に、社会的要請にこたえられる効果的な政策を実施することが急務であ

る。」バブルの後始末は、決して銀行の体力増強ではなく、国民救済にこそ置くべきだ、このガルブレイスの指摘は的を射たものだと思われませんか。

政府は、銀行の乱脈の後始末を罪なき国民に押しつける政策を直ちに放棄するべきであります。そして、何よりも深刻な不況を開拓し、この金融問題も解決するために切実に求められている实体经济の質問を終わります。(拍手)

(衆議院議員保岡興治君登壇、拍手)

○衆議院議員保岡興治君登壇、拍手)すべての銀行を公的資金投入の対象とし得るのではないかというお尋ねでございますが、今回の法案においては、これらいたぐとおわかりのとおり、金融機関の自己資本比率の区分ごとに資本增强を行ふに当たっての要件を明確かつ具体的に定めておりまして、これららの要件をすべて満たす場合に限つて資本增强を行うこととしています。

また、金融機関の中でも8%以上の健全行、それに特に著しい過少資本行については、資本增强を受けることができる場合の要件をさらに限定的に定めています。議員御指摘のすべての銀行を公的資金投入の対象とし得るのではないかという御批判は当たりません。

資本增强の対象及び限度についてお尋ねでございますが、重ねて申し上げますが、本法案の修正止

案については、資本增强に際しての自己資本比率の各区分に応じた要件を明確かつ具体的に書き分

けることによって、その対象の限定についての考え方を示しております。また、必要な限度で適切に資本注入がなされるものと考えております。

また、個別具体的な資本增强の金額等については、申請を踏まえて金融再生委員会において経営健全化計画の提出を求めるなど、よく検討した上、適切に判断されることとなるものと考えています。(拍手)

(衆議院議員山本幸三君登壇、拍手)

○衆議院議員山本幸三君登壇、拍手)小池議員にお答え申します。

健全な銀行の合併に係る資本注入につきましては、

提出が求められる経営健全化計画の中には、資金の貸し付けその他信用供与の円滑化のための方策を定めることとなっており、それが承認の要件にもなっております。その具体的基準は、金融再生委員会が定めて公表することになつております。本規定が個別銀行の支援を意図するものでないことは言うまでもありません。

(拍手)

(国務大臣小渕恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小渕恵三君) 小池晃議員にお答えを申します。

提案者がお答えいたしておる点もござります

金融機関が提出すべき経営健全化計画に株式の消却、払い戻し、償還または返済に対応することができる財源を確保するための方策を盛り込むこととしております。また、その履行状況の報告につきましては、金融再生委員会が公表することとなり、計画の履行が不十分な場合は、業務改善命令も含めて適切な対応を講ずることとしております。

最後に、貸し済り対策についての御質問でございましたが、不良債権の処理が進み、銀行の健全化が回復すれば、必ず貸し済りは解消するものと改善命令も含めて適切な対応を講ずることとしております。

健全な銀行の合併に係る資本注入につきましては、

提出が求められる経営健全化計画の中には、資金の貸し付けその他信用供与の円滑化のための方策を定めることとなっており、それが承認の要件にもなっております。その具体的基準は、金融再生委員会が定めて公表することになつております。本規定が個別銀行の支援を意図するものでないことは言うまでもありません。

(拍手)

(国務大臣小渕恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小渕恵三君) 小池晃議員にお答えを申します。

提案者がお答えいたしておる点もござります

が、私に対しましても、この早期健全化法案にお

ける貸し済りの解消の方策等につきましてのお尋

ねがございました。

また、今般の早期健全化措置法案は、資本增强に当たって経営の合理化等を促すものとなつてお

り、これにより、我が国金融機能の早期健全化を図りたいと考えております。

最後に、金融機関を救済するような税金投入を

やめるべきでないかということになりますが、

本法案は、我が国の金融システムに対する内外の

信頼を回復することが現下緊急の課題であること

にかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を速やかに進めるとともに、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図り、もって我が国金融システムの再構築と我が国経済の活性化を図るためのものと考えております。したがいまして、今般の資本増強制度は、個別金融機関を救済するといったものでないことはもちろんでござります。

以上、答弁とさせたいだきます。（拍手）
○議長（新藤十朗君）　これにて質疑は終了いたしました。

午後三時六分休憩
〔休憩後開議に至らなかつた〕

出席者は左のとおり。

弘友 和夫君
山崎 力君
渡辺 孝勇君
菅川 健二君
高橋 令則君
澤 たまき君
山本 保君
入澤 鰐君
福本 潤一君
岩瀬 良三君
阿曾田 清君
大森 滋宣君
齊藤 滋富君

議長 萩原十朗君
副議長 管野久光君

渡辺	加藤	秀央君	長谷川道郎君	戸田	邦司君
松	あきら君	海野	義孝君	中原	爽君
山下	栄一君	日笠	勝之君	泉	信也君
木庭健太郎君	須藤良太郎君	星野	朋市君	星野	洋君
鶴岡	浜田卓一郎君	鹿熊	安正君	鶴岡	洋君
統	佐藤昭郎君	水野	誠君	統	訓弘君
訓弘君	武見敬三君	亀谷	博昭君	統	佐藤昭郎君
博昭君	堂本暁子君	森下	博之君	博昭君	佐藤昭郎君
佐藤昭郎君	仲道俊哉君	岸	宏一君	佐藤昭郎君	平田耕一君
佐藤昭郎君	佐藤昭郎君	岸	宏一君	佐藤昭郎君	駆政二君
佐藤昭郎君	佐藤昭郎君	岸	宏一君	佐藤昭郎君	駆政二君
佐藤昭郎君	佐藤昭郎君	岸	宏一君	佐藤昭郎君	駆政二君

月原	高野	橋本	益田	洋介君	聖子君	月原茂皓君
平野	但馬	荒木	常田	清賀君	貞夫君	平野
風間	久美君	山村	秀昭君	昶君	喜代君	風間
森本	晃司君	田中	直紀君	千景君	扇	森本
浜四津敏子君	白浜	田中	一良君	要人君	一良君	浜四津敏子君
北岡	鎌田	尾辻	秀久君	要人君	白浜	北岡
奥村	秀二君	中島	真人君	真人君	鎌田	奥村
中川	義雄君	中島	展三君	秀二君	秀久君	中川
久野	日出	木村	仁君	佐々木知子君	英輔君	久野
林	芳正君	木村	恵君	佐々木知子君	英輔君	林
山本	一太君					山本

長峯	上野	公成君	基君
田浦	直君	末広	まき
		手	くじ
		溝	くみ
		顯	けん
		正君	じゆう
		吉宏君	よしひろ
		弘君	こう
		赳君	赳
		越君	こし
		若林	わづる
		野間	のま
		石川	いしかわ
		岡野	おかの
		野沢	のざわ
		坂野	さかの
		有馬	ありま
		眞鍋	まなべ
		朗人君	らうじん
		賢二君	けんじゅう
		重信君	じゆうしん
		太三君	たさん
		幹雄君	かんゆう
		阿部	あべ
		正俊君	じゆうしん
		高橋紀世子君	たかはしきよしこ
		森山	もりやま
		山下	やました
		善彦君	ぜんひん
		一水君	いっすい
		三浦	みうら
		加納	かな
		時男君	ときお
		阿南	あなん
		一成君	いつせい
		大野つや子君	おおのつやこ
		金田	かなだ
		勝年君	かつね
		鈴木	すずき
		正孝君	まさたか
		大島	おおしま
		岩永	いわなが
		慶久君	けいく
		豊秋君	ほうしゅう

岩井	田村	國臣君
國井	公平君	正幸君
佐藤	河本	英典君
狩野	成瀨	重宗君
依田	石渡	清元君
智治君	上杉	光弘君
安君	竹山	裕君
	井上	吉天君
	吉川	芳勇君
	森田	中曾根弘文君
	小山	孝雄君
	山内	俊夫君
	脇	雅史君
	龜井	郁夫君
	岩城	光美君
田名部匡省君	塙崎	恭久君
松村	松村	龍二君
市川	水島	裕君
加藤	一朗君	利定君
	紀文君	

釜本	邦茂君	海老原義彦	片山虎之助君	南野知恵子君	松谷蒼一郎君	矢野哲朗君	井上裕君	村上正邦君	石井道子君	久世公義君	木俣佳丈君	内藤正光君	中村敦夫君	櫻井充君	佐藤雄平君	椎名素夫君	藤井俊男君	本田良一君	齋藤勁君	朝日俊弘君	前川忠夫君	小山峰男君	石田美栄君	寺崎昭久君	佐藤泰介君	今井澄君	満治君
----	-----	-------	--------	--------	--------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-----

吉村剛太郎君　景山俊太郎君　鴻池　祥肇君　清水嘉与子君
山崎　正昭君　岩崎　純三君　倉田　寛之君　陣内　孝雄君
海野　徹君　浅尾慶一郎君　福山　哲郎君　岩本　莊太君　郡司　彰君
小宮山洋子君　松岡滿壽男君　高嶋　良充君　和田　洋子君　伊藤　基隆君
小林　元君　直鳩　正行君　江本　孟紀君　川橋　幸子君　奥石　東君　今泉　昭君
岡崎トミ子君

官 報 (号外)

平成十年十月十四日 参議院会議録第十七号

議長の報告事項

笹野 貞子君	松田 岩夫君	発議者
江田 五月君	千葉 景子君	本院議員
北澤 俊美君	角田 義一君	本院議員
足立 良平君	本岡 昭次君	衆議院議員
久保 亘君	吉田 之久君	衆議院議員
谷林 正昭君	西川 きよし君	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
小池 晃君	宮本 岳志君	本院議員
福島 瑞穂君	小川 敏夫君	衆議院議員
島袋 宗康君	煙野 君枝君	衆議院議員
小泉 親司君	照屋 寛徳君	衆議院議員
大脇 雅子君	小川 勝也君	衆議院議員
石井 一二君	八田 ひろ子君	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
富樫 練三君	旦下部 権代子君	本院議員
谷本 鶴君	円 より子君	衆議院議員
佐藤 道夫君	大沢 辰美君	衆議院議員
井上 美代君	阿部 幸代君	衆議院議員
須藤 美也子君	三重野 栄子君	衆議院議員
柳田 稔君	岩佐 恵美君	衆議院議員
西山 登紀子君	西山 登紀子君	衆議院議員
大渕 紗子君	吉川 春子君	衆議院議員
勝木 健司君	池田 幹幸君	衆議院議員
笠井 亮君	山下 芳生君	衆議院議員
山本 正和君	吉岡 達郎君	衆議院議員
広中 和歌子君	市田 忠義君	衆議院議員
市田 忠義君	橋本 敦君	衆議院議員
田 英夫君	村沢 立木	衆議院議員
橋本 敦君	牧君	衆議院議員

発議者

本院議員

國務大臣

内閣総理大臣

通商産業大臣

大蔵大臣

(内閣官房長官)

与謝野 韶君

小渕 恵三君

宮澤 喜一君

野中 広務君

大蔵大臣

通商産業大臣

内閣官房長官

大蔵大臣

内閣総理大臣

通商産業大臣

大蔵大臣

内閣総理大臣

議長の報告事項

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

阿南 一成君

松谷蒼一郎君

阿部 幸代君

池田 幹幸君

岩瀬 良三君

菅川 健二君

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律

債権管理回収業に関する特別措置法案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための緊急措置に関する法律

債権管理回収業に関する特別措置法案

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

金融再生委員会設置法

預金保険法の一部を改正する法律

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

預金保険法の一部を改正する法律

官 報 (号 外)

第五条	第三条の二第二項(第三条の二第二項に準用する場合を除く。)における場合を除く。	第三条第一項	保険金額の合計額が二億円
分の八十)	百分の七十分の七(無担保保険、公害防止保険、保海保険、エネルギー対策保険、新事業、百事開拓保険にあつては、新事業、百事開拓保険にあつては、新事業)	百分の八十	四億円
	百分の九十分の九(公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資開拓保険及び新事業)	百分の九十	倒産関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額の合計額がそれぞれ三億円及び二億円

中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第一百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の二号を加える。

銀行その他の金融機関が金融取引の調整であつて通商産業大臣が指定したものを実施し

ていることにより、当該金融機関との金融取引について借り入れの減少その他商産業大臣が定める事由が生じていて、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七 破綻金融機関(預金保険法(昭和四十六年法
律第三十四号)第一条第四項に規定する破綻

金融機関をいう。)との金融取引について借入の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められる」と。
附則に次の一項を加える。

当分の間、倒産関連保証(第一条第三項第十七号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる子句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附 (施行期) この法 えない範 する。 (見直し)

附 則
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(見直し)

員会又は両議院の合同審査会に諮り、許可する」とし、また、証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないこととするものであり、妥当な措置と認める。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

院継続審査)

よってこれを送付する。

衆議院議長 伊藤宗一郎

參議院議長 蒜藤十郎殿

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年法律第一百一十五号)の一部を次
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法

よつに改正する。

第三項「歯科医師」の下に「薬剤師」を
加える。

第五条の三を次のように改める。

ける証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音につ

平成十年十月十四日 参議院会議録第十七号 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

いては、委員長又は両議院の合同審査会の会長が、証人の意見を聴いた上で、委員会又は両議院の合同審査会に諮り、これを許可する。証人は、前項の意見を述べるに当たつては、その理由について説明することを要しない。

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附
則

日程第一　国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

三三

釜本	邦茂君	片山虎之助君	金田	勝年君	
亀井	郁夫君	河本	英典君	亀谷	博昭君
岸	宏一君	久世	公堯君	北岡	秀二君
井	正幸君	小山	孝雄君	久野	恒一君
佐々木	知子君	坂野	泰三君	倉田	寛之君
佐藤	泰三君	塩崎	重信君	鴻池	祥肇君
須藤	良太郎君	田村	公平君	佐藤	昭郎君
鈴木	政二君	田浦	直君	斎藤	滋宣君
田村	公平君	常田	敬三君	清水	嘉与子君
武見	喜詳君	中島	眞人君	嘉与子君	未広まさこ君
長峯	基君	中原	爽君	竹山	裕君
西田	吉宏君	野間	赳君	鈴木	正孝君
駒	浩君	赴君	基君	田中	直紀君
服部	三男雄君	長谷川	道郎君	中川	義雄君
日出	英輔君	橋本	聖子君	中曾根	弘文君
		成瀬	惠君	守重君	守重君
		仲道	惠君	俊設君	俊設君
		野沢	太三君	義雄君	義雄君
		南野	知惠子君	弘文君	弘文君
松谷	蒼一郎君	林	烟	芳正君	芳正君
平田	耕一君	平田	耕一君	惠君	惠君

水島	松村	村上	正邦君
森田	龍二君	次夫君	裕君
山崎	矢野	正昭君	
山本	本太君	哲朗君	
吉川	吉川	芳男君	
若林	足立	正俊君	
正俊君	良平君	正俊君	
足立	朝日	俊弘君	
良平君	石田	美栄君	
朝日	今泉	昭君	
俊弘君	江本	孟紀君	
美栄君	小川	敏夫君	
昭君	勝木	健司君	
	北澤	俊美君	
	郡司	彰君	
	佐藤	雄平君	
	佐藤	雄平君	
	高嶋	良充君	
	谷林	正昭君	
	角田	義二君	
	内藤	正光君	
	平田	健二君	
	福山	哲郎君	

溝手	三浦	山下	森下	森下	顯正君
山内	山内	善彦君	俊夫君	博之君	
依田	吉村剛太郎君				
脇	雅史君				
浅尾慶一郎君					
伊藤	基隆君				
今井	澄君				
江田	五月君				
小川	勝也君				
岡崎トミ子君					
木俣	佳丈君				
久保	亘君				
小林	元君				
小山	峰男君				
笹野	貞子君				
竹村	泰子君				
千葉	景子君				
寺崎					
直嶋	昭久君				
廣中	正行君				
和歌子君					
藤井	俊男君				

松崎 俊久君
本田 良一君
峰崎 達郎君
柳田 稔君
和田 洋子君
荒木 清寛君
海野 義孝君
加藤 修一君
木庭健太郎君
白浜 一良君
但馬 久美君
浜田卓二郎君
弘友 和夫君
益田 洋介君
森本 晃司君
山本 保君
阿部 幸代君
大沢 辰美君
岩佐 恵美君
池田 幹幸君
小池 晃君
高橋 富樹
橋本 練三君
八田ひろ子君
山下 秀世君
筆坂 芳生君

前川 忠夫君 松田 岩夫君
円 より子君 築瀬 進君
薫科 満治君 魚住裕一郎君
吉田 之久君 大森 礼子君
風間 裕君 沢 たまき君
高野 博師君 続 訓弘君
日笠 勝之君 福本 潤二君
山下 栄一君 松 あきら君
渡辺 孝男君 井上 美代君
市田 忠義君 緒方 靖夫君
笠井 亮君 小泉 親司君
立木 洋君 西山登紀子君
烟野 君枝君 林 紀子君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君

官 報 (号外)

吉川 春子君	大脇 雅子君	吉川 絹子君	大沢 絹子君	青木 幹雄君	有馬 朗人君
田 谷本	英夫君	穂君	日下部徳代子君	井上 吉夫君	武見 敬三君
田 澄上	眞雄君		照屋 寛徳君	石井 道子君	常田 享群君
村沢 阿曾田	牧君		福島 瑞穂君	市川 一朗君	中原 爽君
入澤 麟君			三重野栄子君	石川 弘君	中島 真人君
田村 阿曾田	秀昭君		岩崎 純三君	上杉 光弘君	奥石 東君
月原 清君			海老原義彦君	太田 豊秋君	岡野 裕君
平野 渡辺	貞夫君		岩崎 慶久君	岡野 裕君	大島 慶久君
佐藤 道夫君			太田 豊秋君	岡野 裕君	太田 豊秋君
西川 岩瀬	きよし君		鹿熊 安正君	岡野 裕君	岡野 裕君
堂本 曜子君			片山虎之助君	金田 勝年君	大野つや子君
山崎 海野	良三君		釜本 邦茂君	岡野 裕君	太田 豊秋君
佐々木君	久光君		亀井 郁夫君	河本 英典君	岡野 裕君
高橋 稲田	紀世子君		河本 英典君	岸 宏一君	岡野 裕君
松岡 满壽男君			亀井 郁夫君	岸 宏一君	岡野 裕君
田浦 鈴木	直君		木村 仁君	木村 要人君	木村 仁君
田浦 鈴木	政二君		木村 仁君	木村 要人君	木村 仁君
田中 鈴木	直君		木村 仁君	木村 要人君	木村 仁君
阿南 一成君	阿部 正俊君	反対者氏名	○名	○名	○名
日程第一 中小企業信用保険法の一部を改正する 法律案(衆議院提出)	賛成者氏名				
平成十年十月十四日 参議院会議録第十七号 投票者氏名	平成十年十月十四日 参議院会議録第十七号 投票者氏名				

平成十年十月十四日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

森本 晃司君	山本 保君	山下 栄一君	渡辺 孝男君
阿部 幸代君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君	市田 忠義君
大沢 辰美君	小池 晃君	須藤 美也子君	緒方 靖夫君
富権 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	笠井 亮君
橋本 敦君	筆坂 秀世君	吉川 春子君	小泉 親司君
山下 芳生君	大脇 雅子君	谷本 貴君	立木 洋君
吉川 春子君	田 英夫君	阿曾田 清君	西山登紀子君
山下 芳生君	大脇 雅子君	入澤 肇君	畠野 君枝君
渕上 貞雄君	田 村 潤君	田村 秀昭君	林 紀子君
渕上 貞雄君	谷本 貴君	月原 茂皓君	宮本 岳志君
渕上 貞雄君	田 英夫君	平野 貞夫君	吉岡 吉典君
渕上 貞雄君	大脇 雅子君	渡辺 秀央君	大沢 純子君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	佐藤 道夫君	日下部徳代子君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	西川きよし君	照屋 實徳君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	水野 誠一君	福島 瑞穂君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	奥村 展三君	三重野栄子君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	島袋 宗康君	山本 正和君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	星野 朋市君	高橋 泉信也君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	石井 一二君	扇 千景君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	戸田 邦司君	高橋 令則君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	佐藤 勝君	高橋 令則君
渕上 貞雄君	高橋 令則君	西川きよし君	高橋 令則君

反对者氏名

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第百四十四回国会衆議院提出、第百四十三回国会衆議院送付)

名

水島	裕君	村上	正邦君
森田		矢野	哲朗君
山崎		吉川	次夫君
山本	一太君	若林	正俊君
足立	良平君	朝日	俊弘君
石田	美栄君	今泉	昭君
小川	敏夫君	江本	孟紀君
勝木	健司君	北澤	俊美君
郡司	彰君	小宮山洋子君	
興石	東君		
佐藤	雄平君		
櫻井	充君		
高嶋	良充君		
谷林	正昭君		
角田	義一君		
内藤	正光君		
平田	健二君		
藤井	俊勇君		
前川	忠夫君		

溝手 森山 森下 博之君
森下 裕君 依田 俊夫君
山内 善彦君 吉村剛太郎君
山下 裕君 依田 智治君
脇 雅史君 浅尾慶一郎君
脇 雅史君 浅尾慶一郎君
今井 澄君 伊藤 基隆君
今井 澄君 伊藤 基隆君
江田 五月君 小川 勝也君
江田 五月君 小川 勝也君
岡崎トミ子君 木俣 佳丈君
岡崎トミ子君 木俣 佳丈君
久保 亘君 小林 元君
久保 亘君 小林 元君
佐藤 泰介君 竹村 泰子君
佐藤 泰介君 竹村 泰子君
齋藤 勲君 千葉 景子君
齋藤 勲君 千葉 景子君
寺崎 昭久君 本田 良一君
寺崎 昭久君 本田 良一君
直嶋 正行君 福山 哲郎君
直嶋 正行君 福山 哲郎君
松崎 俊久君

官 報 (号外)

平成十年十月十四日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

円	より子君	松田	岩夫君
本岡	昭次君	円	より子君
柳田	稔君	柳田	稔君
和田	洋子君	和田	洋子君
荒木	清寛君	荒木	清寛君
海野	義孝君	海野	義孝君
加藤	修一君	加藤	修一君
木庭	健太郎君	木庭	健太郎君
白浜	一良君	白浜	一良君
但馬	久美君	但馬	久美君
浜田	卓二郎君	浜田	卓二郎君
弘友	和夫君	弘友	和夫君
益田	洋介君	益田	洋介君
森本	晃司君	森本	晃司君
山本	保君	山本	保君
阿部	幸代君	阿部	幸代君
池田	幹幸君	池田	幹幸君
岩佐	恵美君	岩佐	恵美君
大沢	辰美君	大沢	辰美君
小池	晃君	小池	晃君
須藤	美也子君	須藤	美也子君
富樫	練三君	富樫	練三君
橋本	敦君	橋本	敦君
八田	ひろ子君	八田	ひろ子君
筆坂	秀世君	筆坂	秀世君
吉川	春子君	吉川	春子君

吉田	之久君	吉田	之久君
峰崎	直樹君	峰崎	直樹君
篠瀬	進君	篠瀬	進君
吉田	之久君	吉田	之久君
松前	達郎君	松前	達郎君
田	英夫君	田	英夫君
渕上	眞雄君	渕上	眞雄君
村沢	牧君	村沢	牧君
阿曾田	清君	阿曾田	清君
入澤	肇君	入澤	肇君
田村	秀昭君	田村	秀昭君
月原	茂皓君	月原	茂皓君
平野	貞夫君	平野	貞夫君
渡辺	秀央君	渡辺	秀央君
佐藤	道夫君	佐藤	道夫君
西川	きよし君	西川	きよし君
堂本	暁子君	堂本	暁子君
岩瀬	良三君	岩瀬	良三君
山崎	力君	山崎	力君
菅野	徹君	菅野	徹君
菅野	久光君	菅野	久光君
高橋	紀世子君	高橋	紀世子君
松岡	滿壽男君	松岡	滿壽男君
大脇	雅子君	大脇	雅子君
谷本	巍君	谷本	巍君
照屋	寛徳君	照屋	寛徳君
福島	瑞穂君	福島	瑞穂君
三重野	栄子君	三重野	栄子君
山本	正和君	山本	正和君
泉	信也君	泉	信也君
扇	千景君	扇	千景君
戸田	邦司君	戸田	邦司君
星野	朋市君	星野	朋市君
石井	一二君	石井	一二君
島袋	高橋君	島袋	高橋君
奥村	令則君	奥村	令則君
水野	宗康君	水野	宗康君
菅川	展三君	菅川	展三君
岩本	健二君	岩本	健二君
椎名	素夫君	椎名	素夫君
田名部	匡省君	田名部	匡省君
中村	敦夫君	中村	敦夫君

反対者氏名

○名

第十三号中正誤

ペシ 段行 誤
三 一二 失業者 誤

失業率 正

第十四号中正誤

ペシ 段行 誤
九 二 〇 一 つ 誤
使途と 正

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日
郵便物證可日

平成十年十月十四日 參議院會議錄第十七号

發行所
二東京一 番大四都〇 藏号港五 省虎ノ八四 印門四四 刷二丁目 局
電 話
03 (3587) 4294
定 價
(本体 本号一部 一一〇円)